

2023年5月8日

保護者様

きらり松本市立病院園  
園長 辻明日香

## 令和5年5月8日以降の 新型コロナウイルス感染症対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止につきましては、これまで多大なご協力とご理解を賜り、改めて感謝申し上げます。

さて、本日5月8日から、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に変更されることとなりました。

このことを受け、関連省庁より発出されている通知を踏まえ、令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関わる出欠席について次の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 園児が新型コロナウイルス感染症の「陽性」となった場合

##### ① 症状があるとき

発症した日を0日として5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでは出席停止となります。

##### ② 症状がないとき

検体を採取した日を0日として5日を経過するまでは出席停止となります。

#### 2. 園児に発熱等の症状が見られた場合

「陽性」と確認されない限り、出席停止の対象とはなりません。ただし、お子さんの症状に応じ集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

#### 3. 園児の同居家族が新型コロナウイルス感染症の「陽性」となった場合

園児本人に感染が確認されない場合は、出席停止の対象とはなりません。

以上